

調査の概要

昭和30年国勢調査の概要

わが国の国勢調査は、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われてきたが、昭和30年国勢調査はその第8回目のものにあたる。また、全国的な規模における人口調査としては、つぎに掲げるよう、昭和19年、20年、21年および23年の人口調査を加え、通じて第12回目の調査となつてゐる。

調査の名称	調査の期日
大正9年国勢調査	大正9年10月1日
大正14年国勢調査	大正14年10月1日
昭和5年国勢調査	昭和5年10月1日
昭和10年国勢調査	昭和10年10月1日
昭和15年国勢調査	昭和15年10月1日
昭和19年人口調査	昭和19年2月22日
昭和20年人口調査	昭和20年11月1日
昭和21年人口調査	昭和21年4月26日
昭和22年臨時国勢調査	昭和22年10月1日
昭和23年常住人口調査	昭和23年8月1日
昭和25年国勢調査	昭和25年10月1日
昭和30年国勢調査	昭和30年10月1日

この報告書には、以上のうち昭和19年、21年および23年の各年人口調査を除く各回調査の結果による人口をも摘要し、今回の国勢調査の結果による人口との比較上の便宜をはかることとした。

調査の期日

昭和30年国勢調査は、昭和30年10月1日午前0時現在によって行われた。国勢調査の期日を10月1日とすることは、大正9年以来一貫しており、今回もとくにこれを変更する理由を認めなかつた。

調査の根拠法令

統計法（昭和22年3月26日法律第18号）は、その第4条において、国勢調査についての規定を設けており、戦後すなわち昭和22年臨時国勢調査以後の国勢調査は、いずれも同法に基いて行われている。

統計法第4条によれば、国勢調査とは「政府が全国民について行う人口に関する調査」であり、その実施は、はじめ「5年ごとに」行うものとされていたが、昭和29年4月7日法律第65号をもって、「統計法の一部を改正する法律」が施行され、従来の調査実施間隔を改め、「国勢調査は、これを10年ごとに行わなければならない」ものとするとともに、「国勢調査を行つた年から5年目に当る年には、簡易な方法により国勢調査を行う」ものと定め、さらに、同法附則第2項で、改正後の最初の簡易な方法による国勢調査は、

昭和30年に行うものと規定した。したがつて、昭和30年国勢調査は、昭和25年国勢調査および来る昭和35年以後10年ごとに実施されるはずの国勢調査に対して、「簡易な方法により」行われた最初の国勢調査であった。

戦前の各回国勢調査は、いずれも、「国勢調査に関する法律」（明治35年12月1日法律第49号、改正大正11年4月18日法律第51号）によっており、やはり10カ年ごとに本調査が、また中間5年目に簡易調査が行われた。すなわち各回国調査のうち大正14年および昭和10年の各國勢調査が、同法による簡易国勢調査であったが、これら戦前の簡易国勢調査は、男女の別、年令、配偶関係等のいわゆる人口の基本的属性に関する事項について調査するに止まつた。これに対して、ひとしく簡易な方法で行われたとはいひ、昭和30年国勢調査では、これら基本的属性に関するものほかに、その経済的属性に関する事項や、住宅に関する事項などをも調査した。

昭和30年国勢調査の実施に際しては、統計法に基き、つきの政令および関係告示ならびに訓令が制定された。

昭和30年国勢調査令（昭和30年5月12日政令第72号）
昭和30年国勢調査令に基き木本、北海道、四国および九州に附屬する島を定める件（昭和30年7月8日総理府告示第1309号）

昭和30年国勢調査令に基き調査票の様式を定める件
(昭和30年7月8日総理府告示第1310号)

昭和30年国勢調査施行心得（昭和30年7月8日総理府訓令第4号）

調査の事項

昭和30年国勢調査では、後に述べるような調査票（世帯票）により、つきに掲げる事項について調査を行つた。

- 1 世帯の種類
 - 2 住居の種類、住居の種類が住宅である世帯についてその所有の関係および居住室の畳数
 - 3 世帯員の氏名
 - 4 世帯員の世帯主との続柄その他世帯における地位
 - 5 世帯員の男女の別
 - 6 世帯員の出生の年月日
 - 7 世帯員の配偶の関係
 - 8 世帯員の国籍
 - 9 昭和16年末までに生れた世帯員について、昭和30年9月24日から同月30日までの7日間における就業状態、所属の事業所の名称、所在地および事業の種類、職業の種類ならびに從業上の地位
- 上記の調査事項のうち、3から8までの事項は、世帯主または世帯の代表者が自ら記入して申告し（自計申告）、そ

の他(1, 2および9)の事項は、国勢調査員が世帯主または世帯の代表者に質問し、その答申によって国勢調査員が記入する(他計申告)方式によった。

なお、後に述べるように、自衛隊地域内の自衛官の調査については、一般の調査票とは別に自衛隊地域用の特別調査票を用い、上記事項のうち3, 6および7の事項に限って調査を行い、また、矯正施設収容者のうち、刑の確定している者の調査には、同様に矯正施設用の特別調査票を用いて、上記事項のうち3, 5, 6, 7および8の事項に限って調査を行い、他の事項については、たとえば、自衛官の就業状態はすべて「従業中の就業者」、刑の確定している矯正施設収容者の就業状態はすべて「非労働力」とみなすなど総理府統計局においてそれぞれ画一的な決定を行った。

調査の組織

調査は、これまでとおなじように、総理府統計局を主管部局とする内閣総理大臣一都道府県知事一市町村長の指揮系統を通じて行われた。

実地調査は、昭和30年国勢調査のためにとくに任命された377,578人の国勢調査員によって行われ、また別に16,147人の国勢調査指導員が任命され、国勢調査員の指導、調査票の内容検査などの事務にたずさわった。

調査の方法

1 調査区

調査の実施に先立ち、調査の地域全域にわたって昭和30年国勢調査のための調査区が設定され、調査区ごとに地図が作成された。この調査区は、大部分は、昭和25年国勢調査のために設定された調査区をもととし、これに

その後の市町村の境域および調査区内の人口の異動による調整を加えて設定されたが、一部の都道府県および市町村については、全面的な設定替えが行われた。この結果、昭和30年国勢調査のための調査区の数は、昭和25年国勢調査の場合と比較すると22,908区だけ増加し、その総数は後に示すように392,902区となった。

設定された調査区は、一般調査区、特別調査区および水面調査区に分けられている。このうち、一般調査区は人口の比較的集中している地域について、1調査区が平均50世帯を含むように地理的に明瞭な境界によって区分設定され、特別調査区は常住者がいないか、いても非常に少い地域または特殊な人口の集っている地域について、また水面調査区は港湾の水域および水上生活者のいる河川または運河の河口に近い下流の水域についてそれぞれ設定された。

以上の各種調査区の数およびその内訳は、それぞれつぎのとおりである。

一般調査区	365,954
特別調査区(合計)	25,637

山林、原野などの地域	22,329
工場、鉄道などの用地	522
社会施設	1,786
矯正施設	282
自衛隊地域	185
駐留軍・国連軍地域	533
水面調査区	1,311
合 計	392,902

このようにして設定された調査区は、昭和30年国勢調査の実施の基礎となり、原則として1調査区に1調査員を配置して調査を行った。

なお、これらの調査区は、国勢調査の終了後も各種統計調査、とくに抽出調査の標本抽出のための基礎資料としてひろく利用されている。

2 調査票

昭和30年国勢調査で用いられた調査票は、一般調査票である国勢調査調査票(世帯票)と国勢調査特別調査票(自衛隊地域用および矯正施設用の二種一いずれも連記票)である。各特別調査票は、それぞれ、自衛隊の営舎または船舶内居住者および刑の確定した矯正施設の収容者の調査に用いたもので、前述のように一般調査票に掲げられた調査事項のうちのあるものについて調査を省略簡易化してある。

なお、以上の調査票のほかに、照査表(自衛隊地域および矯正施設の特別調査区については特別照査表)が各調査区ごとに作成され、世帯および世帯人員の確認に役立てられたほか、世帯および人口概数の算出に用いられた。

3 準備調査

国勢調査員は、昭和30年9月24日から30日の間に受持調査区内の世帯を巡回確認し、各世帯に調査の趣旨を説明するとともに、調査票を配布して自計申告事項およびおぼえ書き欄(世帯員のうち勤人につき、その氏名、勤先の名称および所在地、事業の種類ならびに仕事の種類をあらかじめ世帯の人に記入させ、国勢調査員の活動を便ならしめるため設けられた)の記入を依頼した。この際、国勢調査員は受持調査区内の世帯の世帯主の氏名、世帯人員および必要な調査票の枚数を照査表に記入するとともに、実地調査の日印として世帯番号札を各世帯の門口に貼布した。さらに照査表の裏面に各世帯の所在を示す地図を記入した。

4 実地調査

実地調査は、昭和30年10月1日(調査日)から3日までの3日間に行われた。この期間に国勢調査員は再び受持調査区内の世帯を訪問し、調査票を受取って、世帯主の記入した調査事項について検査をするとともに、他計申告事項について世帯主に質問し、その答申によって、

調査票の記入を行った。この際、調査票の記入と準備調査で作成した照査表とを照合し、調査票によって必要な訂正を行った。

(特殊な地域または人口の調査)

(1) 自衛隊地域および矯正施設の調査—これらの地域または施設の調査は、前もって、関係当局と連絡協議し、さらに当該市町村長が当該地域または施設の責任者と協議を行った上で実施された。国勢調査員は、原則として、当該地域または施設の職員から選ばれ、市町村長の指揮および指導の下に調査にあたった。調査の方法等については、一般用の調査の手引とは別に作成された特別の手引が配布され、これによって調査を行った。調査票は、前に述べたように、自衛隊の営舎内または船舶内居住者あるいは刑が確定した矯正施設の収容者については、特別調査票を用いて行い、それ以外の人で当該地域または施設内で調査を受ける人は、一般的の調査票を用いた。

なお、照査表は、自衛隊地域および矯正施設に共通な特別照査表を使用した。

実査終了後、調査票、照査表その他の調査関係書類は、一般調査区の場合と同様に当該市町村長、都道府県知事を通じて総理府統計局に提出された。

(2) 駐留軍・国連軍地域の調査—駐留軍および国連軍の関係者は、軍人・軍属などはもちろん、それらの家族も調査の対象から除外されたが、駐留軍・国連軍地域内には調査の対象となる日本人雇用者などが居住している場合があり、これらの対象に対する調査は、あらかじめ関係当局と協議し、その協力を得た上で実施された。

(3) 浮浪者など住居不定者の調査—各市町村は、必要に応じ、浮浪者など住居不定者の一せい調査のため特別の係員をおいた。東京都、大阪府等の大都市その他浮浪者など住居不定者が多数に集っている地域のある市町村では、これらの係員が調査員を兼ね、関係当局の応援を得て、10月1日午前0時を期して一せいに調査を行った。

(4) 水面(船舶)調査—水面調査区の調査も、多くは当該水面を管轄する市町村の職員が中心となってこれを行った。なお、水面(船舶)調査では、対象の移動性を考慮して準備調査の手続きが省略され、10月1日に一せいに実地調査を行い、また調査の終った船舶とそうでない船舶とを遠方から識別するために、調査の終った船舶には大型の船舶調査済証を貼布するなど、陸上の一般の調査と異なる方法が採用された。

集計および結果の公表

1 世帯および人口概数

昭和30年国勢調査による最初の結果数字として、男女別人口および世帯概数を昭和30年12月6日に公表し、同月12日に「全国都道府県郡市町村別世帯および人口概数」を刊行した。この数字は、国勢調査員が作成した照査表により市町村がとりまとめた市町村要計表およびこれによって都道府県が作成した都道府県要計表を用いて、統計局が集計したものである。この概数によると、人口総数は89,269,278人(後に明らかにされた確定人口89,275,529人より6,251人少い)で、そのうち男は43,855,764人、女は45,413,514人であった。また、世帯数は17,958,284世帯であった。

2 確定人口

確定人口は、全国から統計局に送達された調査票により、都道府県郡市町村別に集計を行い、昭和31年1月31日、2月22日および2月25日の3回に分けて逐次結果を官報により公表したが、同年3月には「全国都道府県郡市町村別人口(確定数)」を刊行した。確定人口総数は、89,275,529人で、男女別の集計は行なわなかった。なお、この確定人口には、市区町村ごとに、自衛隊の営舎内または自衛隊の使用する船舶内の居住者および監獄の在監者(刑事被告人を除く)または少年院の在院者数を再掲してある。

この報告書に掲げる昭和30年国勢調査の結果数字が、すべてこの確定人口に関するものであることはいうまでもない。

3 1%抽出集計

年令別、男女別、配偶関係別、就業状態別、産業別、職業別等の人口の諸属性別および世帯・住宅に関する事項について、調査票の100分の1を抽出して集計する1%抽出集計は、昭和31年11月に完了した。その結果は集計完了のつど逐次速報されたが、なお、別にこの報告書の一巻として集録刊行される予定である。集計事項の細目は表1に示すとおりである。

4 全数集計

年令別、男女別、配偶関係別、就業状態別、産業別、職業別等の人口の諸属性別および世帯・住宅に関する事項についての全調査票による全数集計作業は、都道府県ごとに進められ、集計の終ったものから逐次報告書により公表し、最後に全国をまとめた結果を報告書により公表する予定であつて、集計の完了は昭和34年3月末の見込である。全数集計の集計事項の細目は、表2に示すとおりである。

表 1 昭和 30 年国勢調査 1% 抽出集計事項

全 …… 全国、市部(人口 5 万以上、5 万未満別)、郡部
(県) …… 都道府県、6 大都市

表番号	事項	表章地城
第 1 表	年令(各才)および男女別人口(総数および日本人)	全
第 2 表	年令(5 才階級)および男女別人口	全, (県)
第 3 表	配偶関係(4区分), 年令(5 才階級)および男女別 15 才以上人口	全
第 4 表	配偶関係(4区分), 年令(10 才階級)および男女別 15 才以上人口	全, (県)
第 5 表	国籍(4区分)および男女別人口	全
第 6 表	国籍(2区分)および男女別人口	全, (県)
第 7 表	労働力状態(2区分), 年令(5 才階級)および男女別 15 才以上人口(14 才特掲)	全, (県)
第 8 表	労働力状態(13区分)および男女別 15 才以上人口	全, (県)
第 9 表	労働力状態(4区分)および男女別 15 才以上人口	全, (県)
第 10 表	労働力状態(7区分), 産業(大分類)および男女別 15 才以上就業者数	全, (県), 人口 10 万以上の市
第 11 表	常住地および從業地別 15 才以上就業者数	全, (県)
第 12 表	從業地によって区分した産業(大分類)および男女別 15 才以上就業者数	全, (県)
第 13 表	産業(小分類)および男女別 15 才以上就業者数	全
第 14 表	産業(中分類)および男女別 15 才以上就業者数	全, (県)
第 15 表	産業(中分類), 配偶関係(4区分)および男女別 15 才以上就業者数	全
第 16 表	産業(大分類), 従業上の地位(5区分)および男女別 15 才以上就業者数	全, (県)
第 17 表	産業(大分類), 年令(5 才階級)および男女別 15 才以上就業者数(14 才特掲)	全
第 18 表	職業(小分類)および男女別 15 才以上就業者数	全
第 19 表	職業(中分類)および男女別 15 才以上就業者数	全, (県)
第 20 表	職業(中分類), 配偶関係(4区分)および男女別 15 才以上就業者数	全
第 21 表	職業(大分類), 従業上の地位(5区分)および男女別 15 才以上就業者数	全, (県)
第 22 表	職業(大分類), 年令(5 才階級)および男女別 15 才以上就業者数(14 才特掲)	全
第 23 表	産業(小分類), 職業(大分類)および男女別 15 才以上就業者数	全
第 24 表	失業前の産業(大分類)および男女別 15 才以上完全失業者数	全
第 25 表	失業前の職業(大分類)および男女別 15 才以上完全失業者数	全
第 26 表	失業前の從業上の地位(5区分), 年令(5区分)および男女別 15 才以上完全失業者数	全
第 27 表	世帯の種類(3区分)および世帯人員(11区分)別世帯数および世帯人員	全, (県)
第 28 表	世帯人員(11区分)および疊数(12区分)別住宅に住む普通世帯数および普通世帯人員	全
第 29 表	世帯主の從業上の地位(4区分), 住居の種類(4区分)および住宅の所有の関係(4区分)別普通世帯数, 普通世帯人員および疊数	全
第 30 表	世帯の種類(2区分), 住居の種類(2区分)および住宅の所有の関係(4区分)別世帯数, 世帯人員および疊数	全, (県)
第 31 表	職業(大分類), 配偶関係(4区分), 年令(5 才階級)および男女別 15 才以上就業者数	全
第 32 表	從業上の地位(5区分), 年令(5 才階級)および男女別 15 才以上就業者数	全
第 33 表	從業上の地位(5区分), 産業(大分類), 年令(5 才階級)および男女別 15 才以上就業者数	全
第 34 表	從業上の地位(5区分), 産業(大分類), 配偶関係(4区分)および男女別 15 才以上就業者数	全
第 35 表	從業上の地位(5区分), 職業(中分類), 年令(5 才階級)および男女別 15 才以上就業者数	全
第 36 表	世帯主の配偶関係(4区分), 年令(3区分)および男女別普通世帯数および普通世帯人員	全

表2 昭和30年国勢調査全数集計事項

全……全国、市部(人口5万以上、5万未満別)、郡部
 県……都道府県、市部(人口5万以上、5万未満別)、郡部、6大都市
 市……市、区
 町……町、村

表番号	事項	表章地域
第1表	出生の年月(2区分)、国籍(2区分)および男女別人口	全
第2表-A	年令(各才)および男女別人口	全、県、人口20万以上の市
第2表-B	15才未満の者の年令(各才)および男女別人口	人口20万未満の市、町
第3表	配偶関係、年令(各才、ただし人口20万未満の市および町は5才階級)および男女別15才以上人口	全、県、市、町
第4表	外国人の国籍(8区分)および男女別人口	全、県
第5表	外国人の国籍(3区分)および男女別人口	県、市、町
第6表	労働力状態(4区分)および男女別15才以上人口	全、県、市、町
第7表	産業(大分類)および男女別15才以上就業者数	県、市、町
第8表	産業(中分類)、年令(5才階級)および男女別15才以上就業者数	全、県
第9表	産業(小分類)、従業上の地位(5区分)および男女別15才以上就業者数	全、県
第10表	外国人の産業(大分類)、国籍(3区分)および男女別15才以上就業者数	全、県
第11表	産業(小分類)および男女別15才以上就業者数	市
第12表	職業(大分類)および男女別15才以上就業者数	県、市、町
第13表	職業(中分類)、年令(5才階級)および男女別15才以上就業者数	全、県
第14表	職業(小分類)および男女別15才以上就業者数	全、県
第15表	従業上の地位(5区分)および男女別15才以上就業者数	全、県、市、町
第16表	世帯主の労働力状態(4区分)および産業(大分類)別普通世帯数および世帯人員	県、市、町
第17表	世帯主の労働力状態(4区分)および産業(小分類)別普通世帯数および世帯人員	全、県
第18表	世帯の種類(3区分)および世帯人員(11区分)別世帯数および世帯人員	全、県、市、町
第19表	世帯の種類(2区分)、住居の種類(4区分)および住宅の所有の関係(4区分)別世帯数、世帯人員および戸数	全、県、市、町
第20表	住宅に住む普通世帯の戸数および世帯人員別世帯数	全、県
第21表-A	常住地によって区分した産業(大分類)および従業地別15才以上就業者数	県
第21表-B	常住地によって区分した従業地別15才以上就業者数	市、町
第22表-A	従業地によって区分した常住地別15才以上就業者数	市、町
第22表-B	従業地または常住地によって区分した産業(大分類)別15才以上就業者数	全、県、市、町

各回国勢調査の範囲

調査の地域

昭和30年国勢調査は、調査の期日現在においてわが国の行政権が及んでいる全地域について行われた。したがって、つぎに掲げる諸島については調査を行わなかった。

- (1) 色丹島、水晶島、勇留島、秋勇留島、志発島および多楽島
- (2) 鳥島の南の南方諸島（小笠原群島、西之島および火山列島をいふ。）
- (3) 沖の鳥島および南鳥島
- (4) 東経131度52分30秒、北緯37度15分にある竹島
- (5) 硫黄島、伊平屋島および北緯27度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）

昭和30年国勢調査の調査の地域を前回の昭和25年国勢調査のそれと比較すると、今回は、昭和26年12月5日にわが国に復帰した吐噶喇列島（鹿児島県大島郡十島村）および昭和28年12月25日に復帰した奄美群島（鹿児島県大島郡の主要部分）の地域が追加されている。両島については、それぞれ昭和27年5月1日および昭和29年3月1日現在により人口調査を実施した。その結果によると、総人口は十島村2,968人、奄美群島201,132人であった。（総理府統計局、昭和29年6月刊行、奄美群島人口調査報告参照）。

昭和30年国勢調査の調査地域は、面積にして369,765.89平方千米になるが、昭和25年国勢調査の調査地域368,284.15平方千米と比較すると1,481.74平方千米の相違がある。この相違は、主として吐噶喇列島および奄美群島の復帰による実質的な地域の増加によるものであるが、一部は、後に述べるように、面積の測定に使用された基本地図が昭和25年と30年とで異なっていることにも起因している。

この報告書は、昭和30年国勢調査の調査結果のほか昭和25年および昭和22年以前の調査結果の一部をも集録しているが、とくに昭和15年以前の調査と昭和20年以後の調査との間には、調査の地域にかなりの相違がある。すなわち、昭和15年以前の調査においては、平和条約によってわが国の版図から除かれた朝鮮、台湾等の地域をも調査したのに対し、昭和20年以後の調査では、もちろんこれらの地域は含まれていない。また、昭和20年および昭和22年の調査の地域にも、昭和30年の国勢調査の地域と比較して若干の相違がある。（大正9年には、朝鮮では国勢調査は行われなかつたが、同時期に臨時戸口調査が行われた。）

この報告書では、これらの地域および当該地域に関する結果数字について、つぎのように取扱っている。

- 1 昭和15年以前の各回調査については、各回の調査の地域に含まれているわが国の旧版図中朝鮮、台湾、樺太等各回調査の結果から分離の容易な地域に帰属させ

られる結果数字はこれを除外している。しかし、つぎに掲げる小地域に関する結果数字は、各回調査の結果からこれらを区分できないためそのまま含めることとした。

- (1) つぎの地域については、人口総数不明のため、それぞれの属する町村の人口に一括されている。

北海道の水晶島、勇留島、秋勇留島、志発島および多楽島（北海道根室支庁歯舞村に所属）

島根県の竹島（紀伊郡五箇村に所属）

- (2) つぎの各地域に関する結果数字は、人口総数または面積については区別できるが、人口の諸属性に関する各種結果については個別に調整できないため、この報告書にはこれらの地域についての数字を含めたまま掲載されている。

北海道 泊村、留夜別村、色丹村、留別村、紗那村、藥取村、得撫郡、新知郡、占守郡

東京都小笠原支庁

- 2 昭和30年国勢調査の調査に含まれている地域のうち、鹿児島県大島郡(1,411.53平方千米)は、昭和20年にはその全域が調査の地域から除かれたが、昭和22年には、昭和25年と同様に、同郡十島村のうち硫黄島、竹島および黒島の三島（昭和27年2月10日、十島村から分離して三島村になる。）だけが調査され、その人口(1,304人)がこの報告書に掲げた昭和22年の総人口に含められている。ただし、この報告書に掲げた昭和22年の面積には、これら三島だけの面積を区分することができないため、鹿児島県大島郡旧十島村全域（現十島村と三島村を併せた区域）の面積(18.43平方千米)が含まれている。

各回の調査地域および人口の異同は、表3「各回調査の調査地域の人口および面積」に示されるとおりである。

調査地域の面積

この報告書に掲げた昭和30年の都道府県市区町村別面積は、建設省地理調査所および総理府統計局が、終戦後修正を施した5万分の1地形図（応急修正版）上において新たに測定した昭和30年10月1日現在の境界による市区町村の平面面積である。したがって、この数値は従来の5万分の1の地形図による面積とは、地域に異動がない場合でも、かならずしも一致しない。

なお、つぎの諸点に注意を要する。

- 1 未定境界の関係市町村の面積については、地理調査所が測定した関係地域全域の測定値を、統計利用者の便宜のため、総理府統計局において市町村別に概算配分して、各市町村の面積として掲げた。したがって、これらの地域の面積は、後に地理調査所で測定の上公表されるものとはかならずしも一致しない。

2 北海道については、目下新しく測量が進行中であるため、この報告書には従来の地形図による暫定の面積を掲げておいた。

- 3 陸地面積は、満潮界を海陸の境として測定した。

- 4 河川、湖沼、潟等（内水面）は、陸地とみなした。この場合、河川はその河口をもって陸海の分界とした。

この報告書には、昭和30年の面積のほかに、大正9年以降5年ごとおよび昭和22年の各調査当時の面積を掲げてある。もちろん、これらの面積は、この報告書に掲げた各回人口の調査地域（「調査の地域」の項参照）と同じ範囲の面積であって、人口の調査地域が年によって異なるため、面積にも相違がある。その相違は、表3「各回調査の調査地域の人口および面積」に示されるとおりである。

これら各回調査の面積は、地域範囲が同じ場合でも、なお年によって多少の変化が生じている。それは、新しくできた埋立地や干拓地による陸地の増加などのほかに、測定に用いる地図の修正、改訂等による影響に基くものである。この報告書に掲げた各年の面積の出所はつぎのとおりである。

大正9年 大正9年国勢調査報告全国の部第1巻（内閣統計局）

大正14年 大正14年国勢調査報告第1巻（内閣統計局）

昭和5年 昭和5年国勢調査報告第1巻（内閣統計局）

昭和10年～昭和22年 昭和10年全国市町村別面積調（内閣統計局）

昭和25年 全国市町村別面積調査（建設省地理調査所）

これらのうち、大正9年の面積は当時の陸地測量部の測定によるものであり、大正14年および昭和5年の面積は、大正9年測定当時の基本地図に改測または修正を加えたものの面積である。昭和10年の面積は、陸地測量部と内閣統計局と共同で、陸地測量部指導の下に、同部発行の5万分の1地形図に基いて昭和10年3月31日現在により測定したものである。以後の昭和15年、20年、22年および25年の面積は、昭和10年の面積を基礎とし、調査地域の異動および市町村の廃置分合、境界変更等に伴う修正を行ったものである。ただし、昭和25年の数値は、再検討を要すると認められた市町村については、境界の異動の有無にかかわらずその面積を改測し、また昭和10年以降において、海岸線が著しく変化した区域の市町村をも改測した。なお、大正9年以来海岸の取扱いは満干両潮界間の2分の1を陸地面積としてきたが、昭和25年以降はこれを改めて現行のように満潮界を海陸の境として陸地面積を測定することとしたのである。

調査の対象

昭和30年国勢調査で調査した人口は「常住人口」であ

る。常住人口とは、調査の時期に調査の地域に常住している人口であつて、これをそれぞれその地域に帰属せしめたものである。ここで、「常住している」人とは、昭和30年国勢調査では、当該世帯に3カ月以上住んでいるか、あるいは3カ月以上にわたつて住もうと思っている人のことをいい、それぞれその住んでいる場所で調査したが、つぎの特殊な人口については、一般の定義とは別にそれぞれつぎのように取扱い、それぞれ調査される場所の所在する市町村の人口とした。

1 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第1条に掲げる学校、同法第83条の各種学校および同法第98条の規定により存続している学校に在学している人については、居住期間の如何を問わず通学のため宿泊している場所（たとえば自宅、下宿先、寄宿舎等）で調査した。

2 病院または診療所に入院している人は、入院してすでに3カ月以上になる人だけを入院先で調査し、それ以外は3カ月以上入院のみの有無にかかわらず自宅で調査した。

3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる人で陸上に住所を有する人は、すべてその住所で調査し、陸上に住所のない人は、船舶に住所があるものとして、その船舶で調査した。（後者の場合は、その船舶が調査時後3日以内に本邦の港湾に入った場合に限る。）

4 自衛隊の営舎内居住者は、その営舎で調査し、自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その船舶が籍をおく方總監部の所在する場所で調査した。

5 監獄の在監者（刑事被告人を除く。）または少年院の在院者は、すべてその監獄または少年院で調査した。

6 常住している場所がないか、またはどこを常住している場所としてよいかわからない人は、調査時にその人のいた場所で調査した。

上の定義によって本邦内に常住している人は、外国人といえどもすべて調査の対象となつたが、とくにつぎに掲げる人は調査から除外された。

1 アメリカ合衆国および国際連合の軍隊の構成員および軍属ならびにそれらの家族

2 外国政府または国際機関の公務を帶びて本邦に駐在する者およびこれに随伴する者ならびにそれらの家族

注）わが政府の要請に応じ、それぞれ関係国との日本機関から明らかにされた資料によると、昭和30年10月1日現在、1の人口のうち家族に該当する人口は合計54,892人、2に該当する人口は合計3,223人である。1に該当する人口のうち、家族以外の人口は明らかにされていない。

昭和30年国勢調査の調査の対象人口を昭和25年国勢調

表3 各回調査の調査地域
(×は調査結果に含まれていない地域)

調査地域	人				
	昭和30年 10月1日	昭和25年 10月1日	昭和22年 10月1日	昭和20年 11月1日	昭和15年 10月1日
北海道	4 773 057	4 295 567	3 852 821	3 518 389	3 272 718
根室支庁	82 444	69 733	61 869	59 741	83 712
得撫郡、新知郡および占守郡	×	×	×	×	1 933
泊村、留夜別村、紗那村、留別村および蘭取村	×	×	×	×	14 117
色丹村	×	×	×	×	1 499
齒舞村	5 205	4 139	3 675	3 423	9 389
水晶島、勇留島、秋勇留島、志発島 および多楽島	×	×	×	×	—
その他地域	5 205	4 139	3 675	3 423	—
その他地域	77 239	65 594	58 194	56 318	56 774
その他地域	4 690 643	4 225 834	3 790 952	3 458 648	3 189 006
東京都	8 037 084	6 277 500	5 000 777	3 488 284	7 354 971
小笠原	×	×	×	×	7 361
その他地域	8 037 084	6 277 500	5 000 777	3 488 284	7 347 610
島根県	929 066	912 551	894 267	860 275	740 940
穂岐島	43 814	44 842	42 400	39 663	31 794
五箇村	3 969	4 091	3 748	3 699	2 853
竹島	×	×	×	×	—
その他地域	3 969	4 091	3 748	3 699	—
その他地域	39 845	40 751	38 652	35 964	28 941
その他地域	885 252	867 709	851 867	820 612	709 146
鹿児島県	2 044 112	1 804 118	1 746 305	1 538 466	1 589 467
大島郡および名瀬市	209 373	1 484	1 304	×	185 059
三島村(硫黄島、竹島および黒島) ¹⁾	1 352	1 484	1 304	×	3 564
十島村および横当島(吐噶喇列島) ²⁾	2 658	×	×	×	
その他地域(奄美群島) ³⁾	205 363	×	×	×	181 495
その他地域	1 834 739	1 802 634	1 745 001	1 538 466	1 404 408
その他42府県	73 492 180	69 909 901	66 607 303	62 592 690	59 581 633
計	89 275 529	83 199 637	78 101 473	71 998 104	72 539 729
沖縄県	×	×	×	×	574 579

1) 旧大島郡十島村の区域のうち、北緯30度以北にあるもの（口之島を除く）。昭和27年2月10日に旧十島村から分離して三島村になる。

2) 旧大島郡十島村の区域のうち、北緯29度と北緯30度との間にあるもの（口之島を含む）。昭和20年9月2日以後連合国に管理下にあったが、昭和26年12月5日に返還され、昭和27年5月1日現在により人口調査を実施（人口2,968人）。

の 人 口 お よ び 面 積 (大正 9 年～昭和 30 年)
 一は不詳、面積の単位は平方秆。)

口				面積				
昭和10年 10月1日	昭和5年 10月1日	大正14年 10月1日	大正9年 10月1日	昭和30年	昭和25年	昭和22年	昭和20年	昭和15年
3 068 282	2 812 335	2 498 679	2 359 183	78 664.48	78 486.06	78 459.68	78 459.68	88 775.04
78 241	71 325	56 891	52 134	3 439.41	3 490.45	3 496.13	3 496.13	13 811.49
2 881	459	500	3 115	x	x	x	x	5 319.61
14 656	13 749	13 436	11 479	x	x	x	x	4 639.04
1 177	911	857	542	x	x	x	x	255.12
7 558	7 412	9 046	6 086	63.40	63.41	63.41	63.41	165.00
—	—	—	—	x	x	x	x	101.59
—	—	—	—	63.40	63.41	63.41	63.41	63.41
51 969	48 764	33 052	30 912	3 376.01	3 427.04	3 432.72	3 432.72	3 432.72
2 990 041	2 741 010	2 441 788	2 307 049	75 225.07	74 995.61	74 963.55	74 963.55	74 963.55
6 369 919	5 408 678	4 485 144	3 699 428	2 020.88	2 031.12	2 041.86	2 041.86	2 144.80
6 729	5 742	5 780	5 425	x	x	x	x	102.94
6 363 190	5 402 936	4 479 364	3 694 003	2 020.88	2 031.12	2 041.86	2 041.86	2 041.86
747 119	739 507	722 402	714 712	6 625.04	6 626.06	6 623.30	6 623.30	6 624.60
32 750	34 134	34 580	36 539	347.71	347.61	346.73	346.73	348.03
3 006	3 175	3 330	3 522	51.57	51.44	50.56	50.56	51.86
—	—	—	—	x	x	x	x	1.30
—	—	—	—	51.57	51.44	50.56	50.56	50.56
29 744	30 959	31 250	33 017	296.14	296.17	296.17	296.17	296.17
714 369	705 373	687 822	678 173	6 277.33	6 278.45	6 276.57	6 276.57	6 276.57
1 591 466	1 556 690	1 472 193	1 415 582	9 190.91	7 825.68	7 833.20	7 814.77	9 103.81
204 640	207 785	207 252	213 849	1 411.53	31.61	—	x	1 289.04
{ 3 667	{ 3 723	{ 3 340	{ 3 338	31.61	31.61	—	x	{ 18.43
200 973	204 062	203 912	210 511	87.54	x	x	x	1 270.61
1 386 826	1 348 905	1 264 941	1 201 733	7 779.38	7 794.07	7 814.77	7 814.77	7 814.77
56 884 868	53 355 286	50 000 782	47 202 576	273 264.58	273 315.23	273 510.93	273 510.93	273 510.93
68 661 654	63 872 496	59 179 200	55 391 481	369 765.89	368 284.15	368 469.86	368 451.43	380 159.18
592 494	577 509	557 622	571 572	x	x	x	x	2,386.24

3) 鹿児島県大島郡の区域のうち、北緯29度以南にあるものおよび名瀬市。昭和20年9月2日以後連合國の管理下にあったが、昭和28年12月25日に返還され、昭和29年3月1日現在により人口調査を実施(人口201,132人)。

鹿児島県大島郡三島村の面積は、昭和15年の十島村全域の面積(18.43平方千米)がそのまま算入されている。

5) 昭和 15 年の総面積から調査結果に含まれていない地域を除いた数値との間に 0.89 平方糠の誤差がある。

査のそれと比較すると、つぎのような相違がある。

- 1 昭和 25 国勢調査は、常住人口を調査した最初の国勢調査であるが、同時に現在人口の調査も行った。すなわち、本調査票により、調査の時期に調査の地域に常住している者をその常住地で調査したほか、一時現在者調査票により、常住地を離れて一時現在している者または一時不在の者を調査し、本邦全域および各地域区分ごとの現在人口の算出を行った。(なお、戦前の昭和 10 年国勢調査でも常住人口の調査が行われたが、昭和 25 年とは反対に現在人口を調査し、調査事項に常住地を加えることにより、いわば副次的に常住人口を調査したものである。)

なお、本邦全域の人口総数についてみると常住人口は 83,199,637 人、現在人口は 83,203,557 人で、現在人口が 3,920 人多かった。

- 2 昭和 25 年国勢調査では、常住しているかどうかをきめる場合には、引き続き 6 カ月以上その地に居住したかまたは居住しようとしているかを判定の基準としたが、昭和 30 年国勢調査においてはこれが 3 カ月であった。

- 3 学生・生徒、入院患者、船舶乗組員、監獄・少年院の収容者等一部の特殊な人口の調査の場所については、入院患者の取扱いに若干の相違があるだけで、昭和 30 年調査と昭和 25 年調査の取扱いは、ほとんど一致している。

昭和 22 年以前の各調査では、いずれも現在人口を調査した。(ただし、前述のように昭和 10 年には常住人口もあわせて調査した。)したがって、この報告書に掲げられた昭和 22 年以前の人口は、すべて現在人口によっている。その他各調査の調査対象人口でとくに注意を要する点はつぎのとおりである。

- 1 大正 9 年～昭和 10 年の各調査では、調査期日に本邦内にいた人はすべて調査された。一般的の外国人はもとより、外交使節団その他戦後の調査でとくに除外されている人口もすべて含まれているので注意を要す

る。

- 2 昭和 15 年の調査では、原則として昭和 10 年以前と同様の現在人口を調査したが、軍人・軍属等については、それらが海外にあると否とを問わずすべてその現住所(家族などのいる応召前の住所)で調査した。同調査による人口総数 72,539,729 人のうちには、このような軍人・軍属等が 1,682,518 人を占めており、そのうち約 120 万人は、実際には海外にいたと推定されている。この報告書に掲げた昭和 15 年の人口は、軍人・軍属等を含む上記の人口総数 72,539,729 人をとっている。
- 3 昭和 20 年の調査も現在人口を対象としているが、調査期日に調査の地域内にいた者のうち朝鮮人、台湾人等旧日本國版図内の出身者以外のすべての外国人および旧日本陸海軍の部隊艦船にあった者が調査から除外かれている。
- 4 昭和 22 年の調査では、調査期日に調査の地域内にいた現在人口のうち、つぎのものが除外された。(これらは、いずれも表現は異なるが昭和 30 年および昭和 25 年国勢調査で除外されたものと同じ性質の人口である。)
 - (1) 連合国軍の将兵および連合国軍に附属しましたは随伴する者ならびにこれらの者の家族
 - (2) 連合国軍最高司令官の任命または承認した使節団の構成員および使用人ならびにこれらの者の家族
 - (3) 外国政府の公務を帯びて日本に駐在する者およびこれに随伴する者ならびにこれらの者の家族

なお、昭和 22 年の人口には、調査当時の水害による調査もれ推定数 3,109 人を加え補正してある。補正数の内訳は、東京都の人口について 2,177 人、埼玉県について 458 人、栃木県について 267 人、宮城県について 207 人である。この推定数は、水害後、罹災者が避難先から各自の家庭に帰った後に抽出調査を行って得た数である。